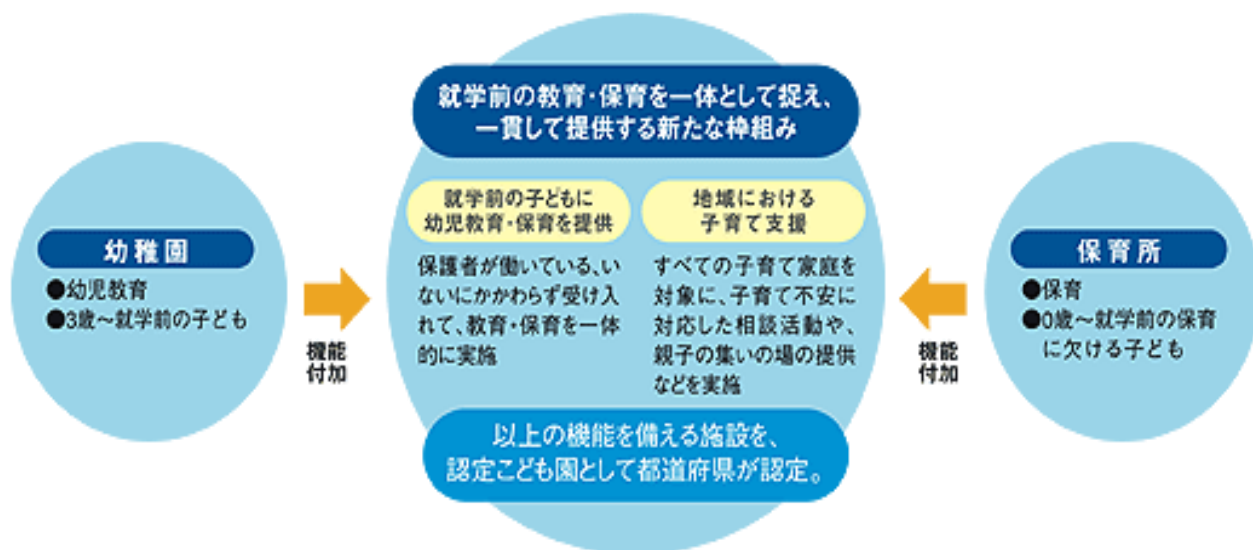


認定こども園とは？

認定こども園とは就学前の教育・保育ニーズに対応する新しい選択肢です子どもと保護者のことを考えて、「認定こども園」は生まれました。幼稚園と保育所の良いところを活かし、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートできるようになりました。また、子どもが認定こども園に通っていなくても、「子育て相談」や「親子の集いの場」を保護者に提供していきます。



認定こども園のよいところ

POINT
1

すべての子どもが利用できます

お父さん・お母さんが働いていなくても大丈夫

POINT
2

年齢の違う子どもたちが一緒に育っていきます

0～5歳までの子どもたちのふれあいの場を提供

POINT
3

地域の子育て家庭を支援します

「子育て相談」「親子の集いの場」などの子育て支援

認定こども園の認定基準は？

職員配置

- 0～2歳児については、保育所と同様の体制
- 3～5歳児については、学級担任を配置し、長時間利用児には個別対応が可能な体制

職員資格

- 0～2歳児については、保育士資格保有者
- 3～5歳児については、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいが、学級担任には幼稚園教諭免許の保有者、長時間利用児への対応については保育士資格の保有者を原則としつつ、片方の資格しか有しない者を排除しないよう配慮

教育・保育の内容

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されるよう、教育・保育を提供
- 施設の利用開始年齢の違いや、利用時間の長短の違いなどの事情に配慮
- 認定こども園としての一体的運用の観点から、教育・保育の全体的な計画を編成
- 小学校教育への円滑な接続に配慮

子育て支援

- 保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制を確保（親子の集う場を週3日以上開設するなど）
- さまざまな地域の人材や社会資源を活用。

認定こども園の利用手続きについて

認定こども園の認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払うことになります。



認定こども園を利用している保護者が評価している点

